

令和7年度
閲 覧 設 計 書

工 事 名	県単道路整備（改良）工事（野山坂R 7－1工区）	
工 事 箇 所	日置市東市来町下養母地内	
路 線 名	養母長里線	
工 期	令和8年3月25日	限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳（金抜）	○

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 係 道路建設第一係

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認 電子閲覧



鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部

特記仕様書

工事名：県単道路整備（改良）工事（野山坂R7-1工区）

路線名：養母長里線

工事場所：日置市東市来町下養母地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- (1) 土木工事共通仕様書 (鹿児島県土木部・令和7年10月)
- (2) 土木工事施工管理基準 (鹿児島県土木部・令和7年4月)
- (3) 土木請負工事必携 (鹿児島県HP掲載内容・契約時点)
- (4) 工事関係書類の様式の統一化 (鹿児島県土木部長通知)
- (5) 道路事業の手引きなどの各主務課で発行したもの (鹿児島県土木部長)
- (6) その他関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

第3条 その他

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	・縦越予定工事⇒縦越承認後の工期は305日間を予定している。	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	—
					○
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事 ○〇日, ○月○日まで	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	—
	週休2日	・「週休2日」工事	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定 設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
					—
					—
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・中間前払金を請求することができる。	契約書 第35条	—	○
					○
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	○
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,500万円以上の工事	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など	土木請負工事必携		—
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など	土木請負工事必携		—
	法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○
		・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） (令和6年7月24日通知 参照)			—
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70	○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	
		①工事全体で制約			
		②現道上の工種で制約			
		③積算しない			○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	該当項目 頁
施工箇所点在	・施工箇所が点在する工事の積算方法 「○○地区、○○地区、○○地区」 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定	共通仕様書 11-7-1-20	11-75 —
	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72 ○
	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71 ○
	・労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事	共通仕様書 11-7-1-27	11-78 —
	・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 加計呂麻島、与路島、請島の工事	特記事項	— —
	・離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事	特記事項	— —
	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79 ○
	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69 ○
	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69 ○
	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70 ○
	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71 ○
	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事 ・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事	共通仕様書 11-7-1-19	11-74 — ○
	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名：鹿児島地域振興局建設部土木建築課長 緊急連絡先：090-5245-0551	特記事項	— ○
	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69 ○
	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31 ○
工程 関 係	河川区域制約	特記事項	— —
	占用物件など	特記事項	— —
	部分引き渡し	特記事項	— —
	作業不能日数	特記事項	— —
	・先行している工事（R6-4工区）は、令和8年3月18日完成を予定している。工事着手時期とその後の施工にあたっては、先行工区と調整すること。	特記事項	— ○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	該当項目			
			頁				
用地 関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	—			
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	—			
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：	特記事項	—			
公害 関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイブロハンマによる打込み、電動式バイブルーハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	—			
	水替・流入防止対策	!	特記事項	○			
工事 関係	I C T 活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m ³ 以上	試行要領	—			
		・受注者希望型（土工）		—			
		・受注者希望型（作業土工（床掘））		○			
		・受注者希望型（土工（1,000m ³ 未満））		○			
		・受注者希望型（小規模土工）		—			
		・受注者希望型（法面工）		—			
		・受注者希望型（舗装工）		—			
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））		—			
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）		○			
		・受注者希望型（地盤改良工）		—			
		・受注者希望型（河川浚渫工）		—			
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））		—			
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））		—			
		・受注者希望型（基礎工）		—			
	コンクリート工	・受注者希望型（擁壁工）		—			
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）		—			
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	○			
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径		
		18	8±2.5	4.5±1.5	40		
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他		
		埋戻・胸込・裏込コンクリート	—	高炉B	—		
スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について				共通仕様書 11-7-2-9	11-81	○
	シラスコンクリート2次 製品	・シラスコンクリート間接ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスプロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）	共通仕様書 11-7-2-6	11-80	○		

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 ○○○線⇒市道○○線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。 ・○道○○号は、○○市との協議の結果、○○ t 以上の工事車両は通行してはならない。 ・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日○○回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	—
仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m、延長L= mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・「防災・減災、国土強靭化のための5ヵ年加速化対策」追加看板	特記事項	—	○ —
仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。 ・本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和3年○月発注予定）及び○○○工事（令和3年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	— —
ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○
過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○
クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	—
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	○
建設副産物	建設発生土の処理 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：日置市湯田地内 処分場名：経営体育成基盤整備事業（中山間地域型）皆田地区 運搬距離：2.7 km その他：	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目	
建設リサイクル法 ①分別解体等の方法 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○	
	①仮設	仮設工事	□手作業 ■有 □無	■手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	-		
	②土工	土工事	□手作業 ■有 □無	■手作業・機械作業の併用				
	③基礎工事	基礎工事	□手作業 ■有 □無	□手作業・機械作業の併用				
	④本体構造	本体構造の工事	□手作業 ■有 □無	■手作業・機械作業の併用				
	⑤本体付属物	本体付属物の工事	□手作業 □有 ■無	□手作業・機械作業の併用				
	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地				
再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○	
	再生加熱アスファルト混合物		A s 量 ▲%密粒再生					
	再生切込み石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40					
建設発生土の利用	・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—	
建設副産物の搬出 ①指定副産物 ②一般廃棄物	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—	
	コンクリート							
	アスファルト							
	木くず							
	刈草・選定枝葉							
	建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
		品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
		品質基準	コーン指数					
		生活環境保全上の基準	土壤環境基準（環境基本法）					
			特定有害物質の含有量基準（土壤汚染対策法）					

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目		
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間 ③その他 仮置き等必要条件 舗装切断作業時に発生する排水の処理 根株、伐採木等の利用 発生工事 利用工事	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21 11-7-5	11-75	—		
	○○処分場：○○時○○分～○○時○○分 エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分								
	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-24	11-77	—		
	保管場所：○○市○○町○○地内				共通仕様書 11-7-1-23	11-76	—		
	・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—		
その他の 関係機関との協議 施工体制点検業務への協力 路上工事の縮減 漁協権者との調整 工事現場発生品 支給材料及び貸与品 部分使用	・本工事における、下記工種については、○○○と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	—		
	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	○		
	・路上工事縮減に関する行動計画 ①お盆 ②年末年始 ③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）				特記事項	—	○		
							○		
							○		
	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	—		
	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—		
	現場発生品名		引渡場所						
	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—		
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所					
	(1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日				契約書 第34条	—	—		

第3条 その他

1 (契約数量)

この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

2 (出来形確認)

受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形確認を実施するものとする。

3 (長期休暇期間の連絡体制等)

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

4 (建設機械等の搬出入)

病害虫のまん延を防止するため、十島村における建設機械等の搬出入については、次の処置を行うこと。

・バックホウ等のキャタピラーによる走行車両や運搬車両（ダンプトラック）については、付着している土、草類を取り除き、洗浄し積み込むこと。

また、長期間放置してある重機類を搬出する際は、外観はもとよりキャビン等も点検し同様の処置を行い積み込むこと。

・仮設作業小屋撤去、仮設材料等の撤収後、積み込む際も同様の処置を行うこと。

十島村から本土へ持ち出せないもの

植物	害虫
さつまいも（紅いも等）	アリモドキゾウムシ
ヨウサイ（エンサイ）	イモゾウムシ
あさがお	サツマイモノメイガ
ぐんばいひるがお	アフリカマイマイ

5 (検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い)

検査（中間検査、完成検査及び出来形検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

6 (ICT活用工事理由書)

(1) ICT活用工事による施工を希望しない場合は、今後のICT活用工事の普及の参考とするため、「ICT活用工事を希望しない(できない)理由書」を記入し、電子(エクセル)データにて監督員に提出すること。

(2) 前項の「理由書」は、鹿児島県鹿児島地域振興局建設部のホームページから取得できる。

7 (各種様式及び要領等)

本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページ（>分類から探す>社会基盤>公共事業>技術管理・検査）から取得できる。

8 (工事履行報告書)

毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

- 9 (環境改善実施要領（工事編）について)
 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- 10 (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について)
 (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
 (2) 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）に基づき行うものとする。
 (3) 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和6年3月14日付け技術管理室長通知）は、鹿児島県ホームページから取得できる。
- 11 (工事現場の現場環境改善)
 (1) 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
 (2) 現場環境改善については、別表-1の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5津の内容を基本として実施すること。
 (3) 現場環境改善においては、木材資材の積極的な使用に努めること。
 (4) 現場環境の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
 (5) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
 (6) 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）		
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 3 ライトアップ施設 5 昇降設備の充実	2 緑化・花壇 4 見学路及び椅子の設置 6 環境負荷の低減	
営繕関係	1 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2 労働宿舎の快適化 4 現場休憩所の快適化	3 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
安全関係			1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1 完成予想図 4 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）	2 工法説明図 3 工事工程表 6 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）	3 社会貢献

[別表－2]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇、完成予想図、工法説明図、工事工程表 パンフレット・工法説明ビデオ	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（/月）
ライトアップ施設	8%（/月）
電光式標識	4%（/月）
備品類	2%（/月）

- (注) 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
2 類似品は、上表損耗率を準用できる。
3 一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。
ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

12 (建設現場における「快適トイレ」設置の試行について)

本工事は、鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。
受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。

快適トイレを設置する場合は、「鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領」に基づき行うものとする。

なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。